

# 「Robo-Advisor and Its Legal Regulatory Approach : Differences in Japan, China and the U.S.」

(金融アドバイスサービスにおけるロボ・アドバイザーと、日中米の法規制アプローチの異同)

報告者

**喬遠** (Yuan QIAO) 氏

(深圳大学助理教授・同金融法センター主任、金融法・経済刑法)

使用言語：英語

日時：2018年9月8日(土) 14時～

場所：北海道大学 法学部 321 室